



令和5年度柏市指定障害福祉 サービス事業所等集団指導

令和5年5月
柏市福祉部指導監査課



令和3年度障害福祉サービス等 報酬改定における注意点等について

はじめに

日頃より本市障害福祉行政に御理解，御協力を賜り誠に感謝申し上げます。

また，コロナ禍においても障害福祉サービスの提供の継続，感染防止対策に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて，本資料では令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において経過措置があるものや，昨年度，質問が多かった事項等について説明していきます。

また，事業者の皆様におかれましては，「[令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容](#)」，「[令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要](#)」，「[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示](#)」等についてもご一読いただくようお願い致します。

障害者への虐待防止に
ついて（令和4年4月
より義務化内容）

障害者虐待防止の更なる推進（重要）

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営規程に以下の内容を盛り込むこと。（令和4年4月1日より義務化）

- 1 従業者への虐待防止研修実施【義務化】
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として**虐待防止委員会**を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者へ周知徹底する。【義務化】
- 3 虐待の防止等のための責任者の設置【義務化】

※1, 3について現行は努力義務のものを義務化

※虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

身体拘束等の適正化の推進（重要）

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、施設・事業所が取り組むべき事項が定められている。（未対応の場合は減算の対象）

- 1 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由のほか必要な事項を記録すること。
- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。
- 5 上記を満たしていない場合に基本報酬を減算する。

令和5年4月より対応していない事業所においては減算の対象となります。

障害福祉サービス等における横断的な改定事項

【参考資料】

※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和3年2月4日)

※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(令和3年2月4日)

感染症や災害への対応力強化

※今年度中に運営規程の変更等ご対応をしてください。

- 1 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化
【全サービス】
 - ・委員会の開催, 指針の整備, 研修の実施, 訓練の実施の義務化(3年間(令和6年3月31日まで)の経過措置あり)
- 2 業務継続に向けた計画等の策定, 研修・訓練等の義務化
【全サービス】
 - ・業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施, 訓練等の実施等を義務化
(3年間(令和6年3月31日まで)の経過措置あり)
- 3 地域と連携した災害対策の推進
【通所系・施設系・居住系サービス】
 - ・訓練の実施にあたって, 地域住民の参加が得られるように連携を行うことを努力義務化

障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用

運営基準や、報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援についてテレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。

(一部抜粋)

- ・感染症，食中毒の予防のための対策検討委員会
- ・身体拘束等の適正化のための対策検討委員会
- ・虐待防止のための対策検討委員会
- ・個別支援計画作成等に係る担当者会議
- ・サービス担当者会議
- ・リハビリテーション加算
- ・支援計画会議実施加算
- ・関係機関連携加算
- ・雇用に伴う日常生活上の相談

人員基準における両立支援への配慮等

- 1 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- 2 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- 3 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。
- 4 3の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算について、産前産後休暇や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

令和4年度厚生労働省改正について（児童系）

送迎用バスへの安全装置の装備の義務化等

- ①児童の通所や園外活動等のために自動車を運行する場合，児童の自動車への乗降車の際に，点呼等の方法により児童の所在を確認すること。
- ②通所用の自動車を運行する場合は，当該自動車にブザー，その他の車内の児童の見落としを防止する装置を装備し，当該装置を用いて，降車時の児童の所在確認をすること。（②においては3列シート以上の車に限る。また令和5年度末までは経過措置あり）

※障害福祉課よりメールにて各事業所に

「柏市こどもの安心・安全対策事業補助金のご案内について」
ご案内しているところです。

経過措置はございますが，早急な御対応をお願いいたします。



各種加算における 注意事項について

解説項目

- 1 障害福祉サービス
 - 通所系
 - ・就労移行支援体制加算
 - 入所系
 - ・夜間支援体制加算

- 2 障害児通所支援
 - ・児童指導員等加配加算
 - ・専門的支援加算

障害福祉サービス

○通所系

●就労移行支援体制加算について

【対象者要件】 下記要件をすべて満たす場合算定可

- ・通所系事業所（就労継続支援A型，就労継続支援B型，生活介護，自立訓練等）での訓練後，就職した者。
- ・前年度において就職後，6月が経過した者

※ここでいう前年度に6月が経過した者とは令和2年12月に就職した場合，令和3年6月に6月が経過した者となる。

なお，前年度の実績による加算のため年度当初のみ変更が可能。
(年度途中での変更は不可)

障害福祉サービス

○入所系

● 夜間支援体制加算

【対象者数の算定方法】

前年度1年間の延べ利用者数を開所日数で割った数。

なお、新規事業所や住居を追加した場合は定員の9割（四捨五入）とする。

（新規事業所及び住居追加をした事業所が変更する場合には6月経過後に前6月間の延べ利用者数を開所日数で割った数）

（例）

前6月間の平均利用者数が4人の事業所で定員3人の住居を追加した場合、住居追加したほうの対象者数は定員の9割のため、 2.7 人の四捨五入で3人となる。したがって、当該事業所の対象者数は7人となる。

【従業者の配置要件】

夜間の時間（22時から5時）に夜勤者等を配置する。

※複数住居がある場合、夜勤者が1人の場合の対象者の区分は全住居の合計数であり、各住居にそれぞれ配置する場合は各住居ごとの対象者数で算定。一つの住居に複数人配置する場合は対象者数を夜勤者で割った数となる。

夜勤者1人の場合、2つ以上の住居の利用者に対してサービス提供を行う際には、10分以内に往来可能な地理的条件かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう特別な連絡体制を確保すること。

障害児通所支援（１）

- 児童指導員等加配加算

基準人員に加え，理学療法士等，児童指導員等又はその他の従業者を常勤換算で１名以上配置していること

- 専門的支援加算

基準人員に加え，専門職（理学療法士等，一定の経験を有する保育士等）を常勤換算で１名以上配置していること

障害児通所支援（２）

【児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の注意点】

- 育児・介護休暇取得者においては30時間以上の勤務で常勤換算1として取り扱うことが可能である。
- 同一の人員で両方の加算の加配人員には数えることはできない。
- 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合、基準人員を満たしていないため、どちらの加算も算定することはできない。

障害児通所支援（3）

障害児通所支援事業所の人員基準について

【児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所において（重心対応事業所及び児童発達支援センターを除く）】

- ・ 管理者
1人以上 原則として管理業務に従事するもの
- ・ 児童発達支援管理責任者
1人以上は専任かつ常勤
- ・ 児童指導員または保育士
1人以上は常勤，障害児の数が10人まで2人以上
11人から15人まで3人以上，16人から20人まで4人以上が基準の人員となる

障害児通所支援（４）

定員超過時の取り扱いについて

原則として、指定基準において利用定員及び指導訓練室の基準の広さ（１人あたり3.3㎡以上）

【柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例 において設備等の基準が決まっています。】

を超えてサービスの提供を行ってはならないとしており、利用定員を超えないように調整する必要がある。

定員超過においては災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）等の記録がされており、その事実確認ができない場合には指導することになる。

※やむを得ない事情については事業所で判断するのではなく指定権者に確認してください。

また、定員超過していた場合には平均利用人数に応じた人員配置（障害児通所支援(3)で説明した基準の人員）が確保されていなかった場合、児童指導員等加配加算及び専門的支援加算を算定することはできない。

従業者の勤務形態一例について (各種加算の算定等について)

【参考の画像は次のページ】

Aは児童発達支援管理責任者なので基準の人員となる

Bは加配人員となるため専門的支援加算を理学療法士等
(実務経験5年以上保育士)で算定できる。

※要実務経験証明書

Cは育児・介護休暇取得者のため130時間の勤務で常勤扱いとなる。基準の人員となる。

D・Eの二人合わせてサービス提供時間の基準の人員となる。

F・Gの二人合わせて常勤換算で1となるため、児童指導員等加配加算をその他従業者で算定できる。

※複数人で常勤換算1とする場合は低い単価で算定される資格者に合わせる

従業者の勤務形態一例

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (障害児通所)

サービス種類		児童発達支援		事業所・施設名		柏市																													
定員		10 人		前年度の平均実利用者数		9		基準上の必要職員数		2																									
人員配置区分		I		該当する体制等		児童指導員等加配加算・専門的支援加算																													
No.	職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	資格等
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
1	管理者兼児童発達支援管理責任者	常勤・専従	A	①	①	①	①	①	⑤	⑤	①	①	①	①	⑤	⑤	①	①	①	①	⑤	⑤	①	①	①	①	⑤	⑤	160.0	40.0	1.0				
2	保育士	常勤・専従	B	①	①	①	①	①	⑤	⑤	①	①	①	①	⑤	⑤	①	①	①	①	⑤	⑤	①	①	①	①	⑤	⑤	160.0	40.0	1.0				
3	児童指導員	常勤・専従	C	②	②	②	②	②	⑤	⑤	②	②	②	②	⑤	⑤	②	②	②	②	⑤	⑤	②	②	②	②	⑤	⑤	120.0	30.0	1.0	育児・介護休業職員			
4	児童指導員	非常勤・専従	D	③	③	③	③	③	⑤	⑤	③	③	③	③	⑤	⑤	③	③	③	③	⑤	⑤	③	③	③	③	⑤	⑤	80.0	20.0	0.5				
5	児童指導員	非常勤・専従	E	④	④	④	④	④	⑤	⑤	④	④	④	④	⑤	⑤	④	④	④	④	⑤	⑤	④	④	④	④	⑤	⑤	80.0	20.0	0.5				
6	保育士	非常勤・兼務	F	③	③	③	③	③	⑤	⑤	③	③	③	③	⑤	⑤	③	③	③	③	⑤	⑤	③	③	③	③	⑤	⑤	80.0	20.0	0.5				
7	指導員	非常勤・専従	G	④	④	④	④	④	⑤	⑤	④	④	④	④	⑤	⑤	④	④	④	④	⑤	⑤	④	④	④	④	⑤	⑤	80.0	20.0	0.5				
合計				38	38	38	38	38	-	-	38	38	38	38	38	-	-	38	38	38	38	-	-	38	38	38	38	38	-	-	760.0	190.0	4.7		
1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数																				40															
サービス提供時間				6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	-	-	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	-	-	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	-	-	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	-	-	110.0			

申請する事業に係る従業者全員（管理者含む）について、4週間分の勤務すべき時間数を記載してください。勤務時間ごとに区分して番号を付し、その番号を記載してください。
 勤務時間 ①9:00~18:00(8h(休憩1h))、②10:00~17:00(8h(休憩1h))、③10:00~14:00(4h)、④14:00~18:00(4h)、⑤休日

サービス種別	営業時間	サービス提供時間
児童発達支援	平日 9:00 ~ 18:00	10:00 ~ 13:00
放課後等デイサービス	平日 9:00 ~ 18:00	14:00 ~ 17:30